

## 目次

- 冬に向けての省エネ対策
- 九州地区保全連絡会議を各地で開催
- 保全実態調査ご協力ありがとうございました。
- BIMMS-Nの機能紹介 ■建物点検コーナー(ドア)
- 営繕事務所だより(熊本営繕事務所)

# 冬に向けての省エネ対策



## ～温室効果ガス削減計画達成のために～

秋から冬へと季節が移り変わろうとしています。  
地球温暖化対策政府実行計画では、平成19年度から実施計画を実行に移し、平成22年度から平成24年度までの温室効果ガス排出量を平成13年度比で8%削減する目標となっています。  
あなたの施設のエネルギー使用量の現況把握は出来ていますか？取組体制は構築されていますか？ 達成可能ですか？  
これからの暖房運転が鍵となります。今回、冬に向けて簡単に出来る省エネルギー対策のポイントをまとめてみましたので紹介します。

### シーズン開始にあたって

#### 暖房運転への切替

空調機器の保守点検を実施し、不具合がある場合は改善措置が必要です。  
例えば、フィルターに粉塵が蓄積している場合エネルギー効率は著しく低下しますので、交換又は清掃を行いましょ。

### まず出来ることから

#### 環境に合わせた服装を

冬は『ウォームビズ』を！  
暖房に頼りすぎず、衣服で調節しましょう。  
上着を着ることで、体感温度を約2℃調節することが可能です。

### シーズンを通じた運転目標を

#### 暖房運転の見直し

使用していない会議室等の暖房はこまめにスイッチを切りましょう。  
暖房の運転期間を必要に応じて見直し、運転期間の短縮を検討しましょう。

#### 日頃から気を付けましょう

せつかくの暖房も熱を逃がしては台無し。  
窓や扉が開いていると冷たい空気が室内に入ってきますので、大きなロスになります。  
窓や扉は確実に閉めるよう心掛けましょう。

#### 毎日の習慣として

日没後はブラインドやカーテンを閉めましょう。  
熱を室外に逃がさないために有効な手段です。

※上記の内容は「地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き」から部分的に引用しました。手引きは保全業務支援システム(BIMMS-N)の保全技術情報等提供からダウンロードできるほか、国土交通省のホームページからもダウンロードできますのでご参照下さい。

( <http://www.mlit.go.jp/gobuild/index.html> )

※営繕部では国家機関の施設を対象に、手引きを用いた運用改善、省エネ改修による温室効果ガス削減量の算定等のアドバイスを実施していますので、詳しくは担当窓口までご連絡ください。

(担当窓口：九州地方整備局営繕部計画課 092-476-3535 (ダイヤルイン))

平成20年度

官庁施設の施設管理者の方を対象に

# 九州地区保全連絡会議を各地で開催

平成20年度九州地区官庁施設保全連絡会議を開催しました。会議は、国家機関等のブロック機関を対象とした連絡会議を6月に、実際に施設(建物)を管理されている保全担当者を対象とした連絡会議を7月に開催しました。

会議では、保全事例の紹介、事前アンケートの回答等を行いました。また、会議終了後に各会場で相談コーナーを設けました。



会議風景

相談コーナーでは、  
 (質問)パッケージ型空気調和機(マルチタイプ)の保全業務の積算について  
 (回答)保全業務積算基準にはマルチタイプの歩掛りは有りません。点検部位・点検内容・点検頻度を保全業務共通仕様書の類似の機器を参考にして設定し、数社見積もりを取ることが良いと考えます。  
 (質問)冷却水系統へのスケール付着により、熱交換効率が悪くなる。  
 (回答)スケール除去剤等を入れて付着を防ぐ事を勧めます。冷却塔投入タイプなら簡単にできます。

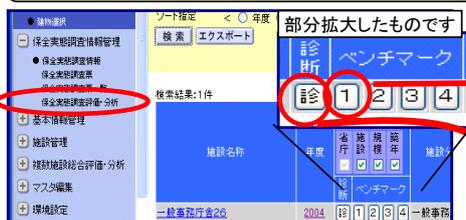
などの相談がありました。また、他にも施設のお困りの相談を受けました。  
 ※スケールとは、水の中に溶けているカルシウムなどが配管の内側に付着したものです。

地区名	日程	開催地	参加機関数					参加人数				
			ブロック機関	現地官署	独立行政法人	公共団体	計	ブロック機関	現地官署	独立行政法人	公共団体	計
九州ブロック	6月6日	福岡市	35	0	0	0	35	47	0	0	0	47
福岡・佐賀	7月8日	福岡市	15	44	2	6	67	16	54	2	8	80
長崎	7月10日	長崎市	3	23	4	3	33	3	31	5	4	43
熊本	7月14日	熊本市	7	25	4	2	38	9	32	4	3	48
大分	7月29日	大分市	2	18	1	2	23	2	21	1	4	28
鹿児島	7月15日	鹿児島市	3	21	1	3	28	5	28	1	4	38
宮崎	7月25日	宮崎市	2	17	2	2	23	3	21	3	4	31
計			67	148	14	18	247	85	187	16	27	315

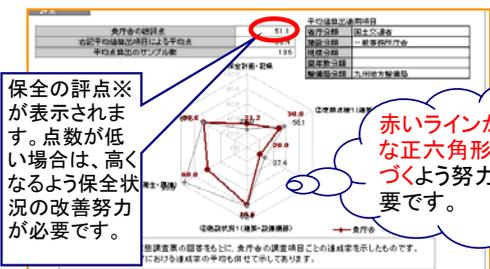
## 保全実態調査へのご協力ありがとうございました。

今年度の保全実態調査は、8月22日に終了しました。国土交通省では、現在データのチェックをしており、確定を11月下旬に予定しています。確定後は、保全業務支援システムにログインし、「保全実態調査情報管理」の「保全実態調査評価・分析機能」の「2008」年度で施設を検索すると、平成20年度の保全状況診断書とエネルギー使用量等が確認でき、施設の状況が把握できます。

「保全実態調査評価・分析機能」で

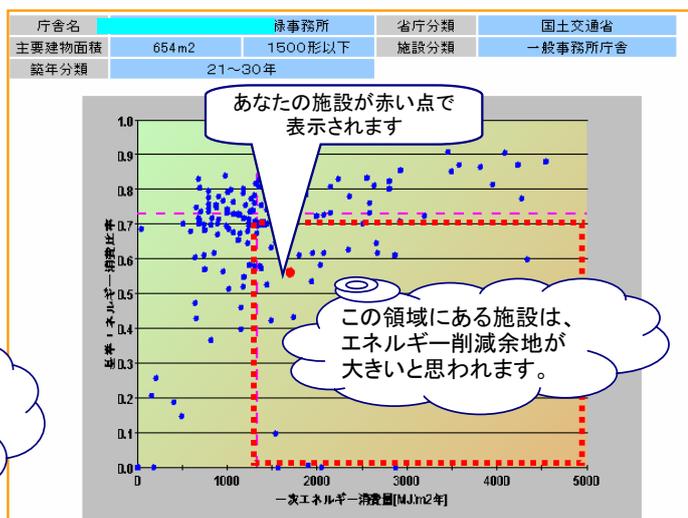


あなたの施設の保全状況診断書が出力されます



赤いラインが大きな正六角形に近づくよう努力が必要です。

あなたの施設のエネルギー使用量がベンチマーク分析シートで確認できます



# BIMMS-Nの機能紹介

保全技術情報等提供

## その5

保全実態調査票の入力は、保全業務支援システム(BIMMS-N)により作業を行っていただいておりますが、保全業務支援システムには、いろいろな機能があります。今回は、〈保全技術情報等提供〉について説明します。

〈保全技術情報等提供〉には、標準的な保全台帳様式や、法定点検の報告様式、建築物点検マニュアル等、保全に役立つ情報を提供しています。

利用するには、「保全技術情報等提供」をクリックし、現れた画面で必要な分類タブをクリックします。クリックすると文書及びファイル名が表示されますので、ファイルをダウンロードしてください。

**ここをクリック**

各タブごとに、文書、法令等が登録されています。

必要な文書、法令等をダウンロードして活用してください。

文書名	ファイル名	バージョン	作成日付	登録日付	所轄
01建築物点検マニュアル	tenkenmanual.pdf	PD	2005/06/01	2005/09/15	所轄
02点検マニュアルチェックシート	tenkenmanualck.xls	xls	2005/06/01	2005/09/15	
03地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き(施設管理の手引き)	sisetukiritebiki.pdf	PDF			
04地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き(施設利用の手引き)	sisetukiryokuyou.pdf	PDF	464KB	2005/08/31	2005/09/15
05省エネルギーチェックシート	syouenecksheet.xls	xls	379KB	2005/08/31	2005/09/15
06省エネルギーチェックシート(入力注意事項)	syouenecksheet_note.pdf	PDF			2005/09/15
07省エネルギーチェックシート(入力注意事項)	syouenecksheet_note2.pdf	PDF			2005/09/15
08法定点検整理表(検索機能付き)	houiteitenkenkensaku2.xls	xls	184KB	2006/03/13	2006/03/13

合計ファイル数 8件    合計容量 3779KB

### 主な文書

分類	文書
法令	『官公庁施設の建設等に関する法律(官公法)』他
連絡文書	『国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準(保全基準)』、『保全台帳様式』他
マニュアル	『点検マニュアルチェックシート』、『建築物点検マニュアル』、『法令点検整理表(点検機能付き)』他
調査関係	『保全実態調査票記入要領』、『追加・削除・資産グループ変更様式』他
参考資料	『国家機関の建築物等の保全の現況』他

**ここをクリック**

クリックするとダウンロードできます。

施設情報を確認する。

ボタンを押すと法定点検整理表が表示される。

検索開始ボタン

左記項目全てを入力できませんでしたら、下のボタンをクリックしてください。

施設種別	大規模区分	中規模区分	小規模区分	登録内容	登録状況	登録数(建物)	関係法令	備考
2004年1000㎡以下	建築構造の点検	耐火及び地震部	-	定期点検	9年以内で1回検査済みの点検も受けた日以降の点検は、5年以内	一般建築物(2)2-2-2建築物、特殊建築物(建築物等)は2年以内の点検が必要	消防法(建築物)	『消防法』第19条第2項、同法施行令第10条第2項、同法施行令第11条第2項、同法施行令第12条第2項、同法施行令第13条第2項、同法施行令第14条第2項
		構造耐力上主要な部分	-					『消防法』第19条第2項、同法施行令第10条第2項、同法施行令第11条第2項、同法施行令第12条第2項、同法施行令第13条第2項、同法施行令第14条第2項



# 建物点検コーナー

(その8)



官公庁施設の法定点検をはじめとした建物の点検について、シリーズでお知らせしています。本号は、ドアをクローズアップして解説します。

## ド ア



### クローズアップ

#### ◆管理上の注意事項

- ・ドアには、自動的に閉鎖するため、ドアクローザ等の装置が付いています。強い力で急に開いたり閉じたりすると、故障の原因になります。
- ・ドアにくさび等をかませて開放状態にしますと、ドアの変形や開閉に支障をきたす場合がありますので、注意して下さい。
- ・強風が予想される場合は、必ず外部に面するドアを閉め、ロックして下さい。風により急に開閉する事があり破損、事故につながります。



くさび等で開放状態にするとドアの変形により故障の原因となります。

#### ◆故障と応急処置

##### 【ドアの開閉装置(ドアクローザ)の速度調整】

取扱説明書に従い、本体についている調整ネジにより開閉速度を調整して下さい。

##### 【ドアの開閉不良】

ビスの緩み、丁番の不良等が考えられますので、ビスの締め直しや丁番に注油して下さい。

※地震後に起こった開閉不良等は、コンクリート躯体自体の変形が原因であることも考えられますので、専門業者に調査を依頼して下さい。



ドアクローザ

調節ネジで開閉速度を調整することができます。

## ～営繕事務所だより(10)～ 熊本営繕事務所

《地域の国家機関の皆様を支援する九州地方整備局の営繕事務所(長崎、熊本、鹿児島)及び本局からの情報を紹介しています。今回は「熊本営繕事務所」から非常用照明についての情報提供です。》



#### 「普段点灯しない非常用照明」について

皆さんの職場に普段は点灯しないダウンライト(小さな丸い照明器具等)はありませんか?実は、その照明器具は、停電したとき、庁舎内にいる人が安全に避難できるよう法律で設置が定められた非常用照明です。(庁舎の延床面積が1000㎡、又は延床面積が500㎡以上で3階建て以上、若しくは有効な明かりが取り入れられない部屋のある建物に設置が義務付けられています)実際には、普段点灯している蛍光灯が、非常用照明器具を兼ねていることもあります。どちらの場合も避難時に必要な器具ですから、停電したときに自動点灯します。

非常用照明に関しては、**1年に1回点灯するか点検**を行わなければいけません。これらの照明器具は、電池を内蔵しているものと別置型があります。電池内蔵型の場合は、紐や確認用のスイッチが付いています。**紐を引いて点灯するかどうかを確認して下さい。**点灯しない場合は、球切れか電池切れが考えられます。他に**充電確認用のLEDランプが点灯しているかを確認すれば、電池切れになっているかどうか分かる機種があります。**電池は、概ね7年ぐらいで交換が必要になります。また、電源別置型の照明器具は、電気室などに置いてある直流電源装置から電気を送っています。こちらは点検用のスイッチを入れれば、一斉に非常用照明のランプが点灯するので、球切れがないか確認して下さい。直流電源装置のメンテナンスは、受変電設備と一緒に保守契約すれば良いでしょう。「いざというときのための照明」です。こまめにチェックして下さい。



事務局  
九州地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全指導係  
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7  
TEL 092-476-3539  
FAX 092-476-3488  
E-メール だより tatemono-hozen@qsr.mlit.go.jp

長崎営繕事務所 技術課 TEL 095-861-5251  
〒852-8024 長崎市花園町26-11  
熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-366-2200  
〒862-0971 熊本市大江3-1-53  
鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188  
〒892-0816 鹿児島市山下町13-21